

令和6年7月

国見町農業委員会定例総会会議録

令和6年7月16日 開会

令和6年7月16日 閉会

国見町農業委員会

令和6年7月
国見町農業委員会定例総会会議録

1. 出席委員

1番	八島富一君	2番	佐久間久子君
3番	佐藤昭文君	5番	吉田和男君
6番	佐藤浩信君	7番	赤坂正弘君
8番	佐藤武君	10番	齋藤勇子君

1. 欠席委員

なし

1. 出席農地利用最適化推進委員

藤田・山崎地区担当	秦正徳君
石母田地区担当	齋藤光弘君
内谷・鳥取地区担当	赤坂齋君
小坂・泉田地区担当	黒田武君
森山地区担当	佐藤正春君
徳江・塚野目地区担当	佐久間秀男君
徳江・塚野目地区担当	八巻信詞君
高城地区担当	渡邊秀人君
大木戸地区担当	松浦勝美君
西大枝・川内地区担当	鈴木正則君

1. 出席事務局員

農業委員会事務局長	佐藤智宏君
農業委員会事務局主幹	佐藤智昭君
農業委員会主任主査兼係長	佐藤貴浩君

1. 議事日程

議 事 日 程

令和6年7月16日（火曜日）

午後1時30分開会

- 1 会長挨拶
- 2 議事録署名人指名
- 3 欠席者
- 4 会務報告
- 5 提出議案等
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願出書について
 - 報告第3号 農地中間管理事業申込書について
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第3号 非農地判断について
 - 議案第4号 担い手農業者の認定について
 - 協議第1号 令和6年度農地状況調査について
- 6 その他
 - (1) 次回以降の総会日程について
 - (2) 次回総会

午後1時30分開会

○事務局 すみません、それでは定刻となりましたので、ただいまより、令和6年7月の農業委員会定例総会のほうを開会いたします。

1 会長挨拶

○事務局 まず、会長のほうよりご挨拶お願いいたします。

○会長（八島富一君） 【会長から開会に先立ちあいさつ】

○事務局 ありがとうございます。

それでは、以降の議事進行につきましては、会長のほうにお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

2 議事録署名人指名

○会長（八島富一君） 議事録署名人であります。議事録署名人をこちらで指名してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） 異議がないようですので、6番、佐藤浩信委員、7番、赤坂正弘委員をお願いいたします。

3 欠席者

○会長（八島富一君） 続きまして、欠席者の報告ですが、本総会において欠席者はおりません。ただ、渋谷推進委員が欠席の報告がございます。

4 会務報告

○会長（八島富一君） 続きまして、会務報告に移ります。

事務局をお願いします。

○事務局 【会務報告について説明】

○会長（八島富一君） ありがとうございました。

5 議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○会長（八島富一君） 次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知（2件）について説明】

○会長（八島富一君） 説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） なしの声がございます。報告第1号は報告のとおりといたします。

報告第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願出書について

○会長（八島富一君） 次に、報告第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願出書を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願出書について説明】

○会長（八島富一君） 事務局の説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） 質疑なしと認めます。

質疑がないようでございますので、報告第2号は報告のとおりといたします。

報告第3号 農地中間管理事業賃貸借申込書について

○会長（八島富一君） 次に、報告第3号 農地中間管理事業賃貸借申込書についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第3号 農地中間管理事業賃貸借申込書について説明】

○会長（八島富一君） 事務局の説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

○6番（佐藤浩信君） 賃貸借の場合は成年後見人か何かで法定相続人を立てなくてもいいの。

○事務局 法定相続人とかは特に求めては、公告しまして、その方について問題がないということで、物理的にもうその2分の1がどうしても取れない方については、こういうふうに対応するということで、今後もこういう案件が出てくるものと思われま。後見人とかまでは、そこまでは求めてはいないです。

○6番（佐藤浩信君） 分かりました。

○会長（八島富一君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） なしの声がございます。

質疑がないようでございますので、報告第3号は報告のとおりといたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○会長（八島富一君） 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（1件）について説明】

○会長（八島富一君） 説明が終わりました。

受付番号87番の案件について、現地調査の結果を徳江・塚野目地区担当、八巻信詞委員推進委員より説明をお願いします。

○徳江・塚野目地区担当推進委員（八巻信詞君） 7月2日に事務局と現地のほうを調査してまいりました。内容につきましては事務局説明のとおりでございます。特段問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（八島富一君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

これは今まで土地の広さ間違っていたの。

○事務局 そうですね、面積が農地のちょうど半分だったんです、1筆の半分だったんですけども、今まで少し少なかったとか、今回改めて直したという形です。

○会長（八島富一君） 分かりました。

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙 手 全 員〕

○会長（八島富一君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号については原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

○会長（八島富一君） 次に、議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

ここで審議に入る前に、議事参与の制限について説明します。

受付番号4番の案件に関して、7番、赤坂正弘委員が議事参与の制限に該当いたします。議事参与の制限に関しましては、議案を分割して審議させますので、ご了承願います。

それでは、議案第2号、議事参与の制限に該当しない案件について審議します。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第2号 農用地利用集積計画の決定について説明（制限に該当しない案件）】

○会長（八島富一君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

6番。

○6番（佐藤浩信君） 2番の3,800円って、これは税金の話、大体。

○事務局 当人も確認したんですが、これでということでありまして、あと再設定ということでしたので、了解したのかなということでした。

○6番（佐藤浩信君） 取られている税金から

○8番（佐藤 武君） 山の根っこの場所ですから、もう誰も借りるような場所じゃない。そういうことを一緒にやっているような場所だから。

○石母田地区担当推進委員（齋藤光弘君） 所有者の周り、家の周り囲むような畑。貸している人の家のすぐ周りで、高速から上だから獣がいっぱい。

○会長（八島富一君） 納得した。じゃ、質疑なしと認め、お諮りいたします。

議案第2号の議事参与に該当しない案件については、国見町農用地集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙 手 全 員]

○会長（八島富一君） 挙手全員です。

よって、議案第2号の議事参与に該当しない案件につきましては、集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号の受付番号4番の案件について審議します。

7番、赤坂正弘委員は退席をお願いいたします。

〔7番 赤坂正弘委員退室〕

○会長（八島富一君） 事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第2号 農用地利用集積計画の決定について説明（制限に該当する案件）】

○会長（八島富一君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第2号の受付番号4番の案件について、農地利用集積計画の内容が適当であると認め、計画案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（八島富一君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号の受付番号4番の案件については、集積計画案のとおり承認することに決定いたします。

7番、赤坂正弘委員の退席を解きます。

〔7番 赤坂正弘委員入室〕

議案第3号 非農地判断について

○会長（八島富一君） 次に、議案第3号 非農地判断についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 非農地判断について説明】

○会長（八島富一君） 事務局の説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） ないですか。なければ、質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○会長（八島富一君） 挙手全員であります。

議案第3号について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第4号 担い手農業者の認定について

○会長（八島富一君） 次に、議案第4号 担い手農業者の認定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第4号 担い手農業者の認定について説明】

○会長（八島富一君） 事務局の説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

6番。

○6番（佐藤浩信君） これは法人なんかで入っている人たちも中に入れられるともっと数増えるんだよね。結局、年の若い人たちが、うちあたりは社員として入ってきて、保険証出しちゃっているあれもあるんだけど、そういう人たちもどっちみちこっちに残ってやってくれているわけだから、法人の中の誰というふうにして出しても問題はないと思うんだよね、これ。小坂アグリでもそうだよ。作業もするでしょう。年の若い人たちをこの中に名前載せてもらっても、経営の中で農業をやっているんだから、これは大丈夫じゃないかと思うんだよね。もうちょっと枠を大きくできると思うんだけど。

○事務局 私、じゃお答えいたします。

まずこの名簿の方につきましては、認定農業者以外の方でございます。そして、あとなお佐藤委員のほうからありましたように、法人の中の例えば誰々さんを個人で拡大してやってもらいたいという考えだと思うんですが、そういうのに対しても臨機応変に対応できればと、面積を拡大というのを望むのであれば、臨機応変に対応していきたいと考えております。

以上です。

すみません、加えてちょっと説明をさせていただきますと、基本的にこちらに入ってくるのが経営体としての判断というか、経営体をちょっと整理するものでありますから、そういった法人で働いていらっしゃる方を入れるかどうかにつきましては、ちょっと今後、取扱いについて確認をしたいと思うんですが、今の段階ではそういった方が入っていないということでご理

解いただければと思います。

以上です。

○会長（八島富一君） 6番。

○6番（佐藤浩信君） 今考えているのは、あまりにもうちあたり田んぼをやり切れなくなっちゃうので、ある程度たったら機械なんかをつけたまま、それを分社化しちゃうみたいな。そういうふうを考えているので、できればもう名前を載せてもらっちゃって、育ったらこのブロックと出して分社化しちゃうように、分けて。もうやり切れない。だから、その目安にある程度使えるといいなと一瞬思ったんだよね。

以上です。

○5番（吉田和男君） 結局、後継者はいるんだけど、おやじさんの名義に、名前になっていて、やっぱり息子さんが一生懸命になってやっているんだけど、そういう人も結構いるよね、いっぱいやっているんだけど。これに載ってないんだけど。まだほれ、おやじさんが70代の半ばとか後半ぐらいで、息子さんが50代そこそことかの人も結構いるのはいるんですね。

○事務局 取りあえず今の段階では、これで記載と思って考えております。そして、なお随時こういう人がいるというのを教えてもらえば、随時追加とかはしていきたいと、これが決定で完全にがちがちのものじゃなくて、随時更新はできるようにしたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○会長（八島富一君） その他ございませんか。

齋藤光弘推進委員。

○石母田地区担当推進委員（齋藤光弘君） これ認定されたら何か利点はあるのでしょうか。

○事務局 これの利点としましては、利用権使っている方は当然いると思うんですが、法務局行かないでお互いの申出書で貸し借りができるということと、あともう一点が、農用地区域の売買ですか、それにつきまして、名義変更をこちらでやるというふうになっておりますので、規模拡大しているという方について、その部分が主な利点かなということでございます。

○会長（八島富一君） いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） では、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○会長（八島富一君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

協議第1号 令和6年度農地状況調査について

○会長（八島富一君） 次に、協議第1号 令和6年度農地状況調査についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【協議第1号 令和6年度農地状況調査について説明】

○会長（八島富一君） 説明が終わりました。

ご意見等ございましたら、お願いいたします。ございませんか。

[発言する者なし]

○会長（八島富一君） なしと認めます。

これで、議事については終了とします。

6 その他

(1) 次回以降の総会日程について

○会長（八島富一君） 続いて、その他に入ります。

(1) 次回以降の総会日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、日程ということでございますが、まず8月の日程のほうを確認したいと思います。最後のページを1枚めくってもらおうと、8月の予定表出ております。

8月20日の午後1時半から総会ということで前回の総会のほうでご確認いただいておりますので、こちらの日程についてご確認いただければと思います。

あと、9月ということでございますが、年間スケジュールの中では9月17ということにしておりましたが、連休もあるということで、19、20のところちょっと括弧はつけておりましたが、17から20日のこの週でお願いしたいなと思っております。

なお、18日につきましては、今のところ国見町の合併70年の記念式典が、18の午前中で終わるとは聞いてはいるんですが、予定されているということでございますので、できればちょっと避けたいなとは思っておりました。9月の予定についてはそんなところでご検討いただければ

ばと思います。よろしくお願いします。

○会長（八島富一君） どうですか。

〔「17は大丈夫なんですか。17はいいんですよ」と呼ぶ者あり〕

○事務局 17は全部大丈夫です。

〔「じゃ17でお願いします」「大丈夫でしょう」「17で」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） 事務局は大丈夫であるんだよ。

○事務局 3連休明けだというだけで。今回もそうなんですけれども。

〔「事務局は大丈夫なんですか、17で」と呼ぶ者あり〕

○事務局 事務局は大丈夫です。

○会長（八島富一君） それでは、9月17日午後1時30分でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長（八島富一君） じゃ、そのように決定いたします。

その他、産業振興課長、何かありますか。

○事務局 大丈夫です。

○会長（八島富一君） 大丈夫。

最後に、出席の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

佐久間委員。

○徳江・塚野目地区担当推進委員（佐久間秀男君） 先日、私のうちに〇〇という宮城県の青葉区の会社から封書が来まして、土地を売却しませんか、農地という通知が来ました。現在その土地が桃を作っております。うちからも近くて利用しております。こういった事案が、この国見町で農地を売却するような事案が発生しているのかが知りたいです。

○会長（八島富一君） 事務局。

○事務局 今、佐久間委員のほうから話がありましたが、〇〇という会社ですと、太陽光の案件だと思うんですけども、昨年も3件くらいですかね、太陽光の5条の転用の話が出ておりましたが、基本的にその太陽光できる農地というのが、住宅地に囲まれていたりとか、役所の近くとか駅の近くとか、そういった限られたエリアになっていて、通常であればなかなかできないところが結構農地としては多いんですけども、結構問合せあるのは、その業者さんからここの農地がどういった農地になっているのかという問合せは結構あります。

簡単に言うと、第3種農地という判断をされたところでないとなら太陽光はできないということ

になりまして、国見だとなかなか難しいところが多いのかなとは思いますが、何かやみくもに太陽光の業者さんが通知というか、そういった案内を送っているような状況あるみたいですので、皆さんのところ相談ありましたら、なかなかちょっと国見は難しいみたいだよと言っておいていただきたいのと、あと事前に必ず町のほうでそういった相談が来ましたら県のほうに資料をつくって、ここが第何種農地なのか、最終的に県の判断になりますので、県の判断を仰ぐようになります。なものですから、明らかにできないところは判断できるんですけども、ちょっと微妙なところについては県の判断になりまして、時間が1か月ぐらいかかるということもありますので、そこはなかなか簡単にはいかないなというところだけちょっと頭に置いていただければと思います。そんなので回答になっているでしょうか。

○会長（八島富一君） 6番。

○6番（佐藤浩信君） うちにも月1回ずつ来ますよ。そうしたら、仙台から、あと福島にも支店があって、郡山にも支店があるんだよ。そこからも来ます。何かもう日常的に慣れちゃって、反応していない。ただその情報を売っているやつが近くにいるということだよ。誰だか特定したいんだけど、なかなか。

○事務局 あと町のほうでも太陽光の問合せが業者さん、あとは農地の所有者問わず結構問合せがあります。業者さんについては、筆のリストをずらっとよこして、この農地でできるところどこですかみたいな聞き方をしているので、町のほうで問合せの様式を統一しまして、資料をつくって、あとは登記簿をつけて位置図をつけて、まず場所がちゃんと業者さんが理解しているかどうかの確認と、あとは持ち主の方の同意をもらってくださいねという2点ですね、ちょっと付け加えて、今ホームページのほうでお知らせしています。去年だとファイル2冊分ぐらいの太陽光の問合せあったようなんですが、今年度に入りまして、そういった形を取りましたら、大分問合せのほうは減っているかなと思います。ただ、そうやってそれぞれの農家さんのほうにそういった形で通知行っているのであれば、農家さんでもう農地手放したいという方からのこれから話が来ることもちょっと考えられるので、その辺については町のほうできっちり対応はしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。すみません、付け加えて説明でした。

○会長（八島富一君） 今まで草ぼうぼうしたところ、一生懸命刈っている人がいるのね。この人たちには通知来ているんだなと俺も思わざるを得ないところあるんだ。だから、やっぱりそれなりの数はダイレクトで送ってよこしているのかなと思っているんだけど。

その他ございますか。

2番。

○2番(佐久間久子君) 先ほど出たんですけれども、消毒の朝の時間帯、何か朝早くやってちょっと苦情が来たという問題があったので、森山地区なんですけれども、その消毒する朝の時間帯を農業委員会として、やっぱりほら家の周りだったら朝早い時間帯では迷惑になるので、もう5時半以降とか、そういうふうに決めて、あと山手とかは自由にやってもらっていいんですけれども、家の周り、そういうところの時間はやっぱり決めて、迷惑にならないような情報提供というか、あまり……

○会長(八島富一君) 決めるまではやらないほうがいいと思うよ。だってその人の自主的な、何ていうかな、考えがあるから。やっぱり消毒は風のないときだから、4時だろうが3時半だろうが、やりたいの。ところがほら暗くては、やったら機械もぶつけるは、何からだから、やっぱり自分の、何ていうんだべな、あれで。

○2番(佐久間久子君) でもやっぱり農家やっていない人は、そんな時間帯にやられればうるさいといって苦情を言うのは当たり前だし、やる人も何かの都合で、自分が仕事に行かなくちゃだから早くやらなくちゃいけないとかという、そういうのもある場合もあるし、風ないとか、そういうのは関係なく自分の仕事に合わせて時間帯でば一つとやることもあるので、できればその時間帯を避けてやってもらおうというのは、やっぱり。前何か連絡したような気もあるんだけれども、どうなんでしょうね。

○10番(齋藤勇子君) 結構4時半頃起こしてやるという。

○6番(佐藤浩信君) 日の出は4時半。

○2番(佐久間久子君) 日の出4時半にやれって。

○6番(佐藤浩信君) 日の出でいいべした。

○2番(佐久間久子君) 日の出でいいべと言ったって、それで周りの人はやっぱり……

○会長(八島富一君) 日の出だと風出るんだ。本当。我々も貸してけろと言われたって、借りてけろというところがうちの周りにはいっぱいあるのよね。そういうところは、遅れで10日に一遍ずつになっていけば、やっぱりそれに合わせてやるとなると、毎日はやっていないんだから、それは我慢してもらうほかない、謝るほかないんだけれども。自分でそこらは考えてやるほかないんでないの。例えば佐久間さんが言ったように、その時間帯、そっちのほうで決められたら、それが町のお知らせで来て、山崎でも何だよ、決まっているらしいよと、こうなるとおらも迷惑するのよ、かえって。

○6番(佐藤浩信君) だから何人かでしょう。昔、俺、ほら消防団なんかでも、夜警の音が

やかましいと、そういうことがあるんだから、言いたい人は必ず言いたいさ。そのくせ自分はやかましい車に乗ったりするんだ、そういう人はね。そんなもんだって。あと役場で謝っておいてね。

○2番（佐久間久子君）　じゃ、今回も役場に謝ってもらって。そういう問題じゃないと思うんですけども、やっぱり周りに、家の周りだったらちょっとやっぱり控え目にやってもらうというか、時間をね。そういうのはあってもいいのかなと。家の周りだけですよ。

○会長（八島富一君）　手散布の人は、スプレーやる人を好ましいんだか何だか、うるさいと言うんだから、これは困るよ。

○2番（佐久間久子君）　でも、そう言っていたら、いやその人も多分分かっていてやったとは思うんですけども、でもやっぱりある程度時間帯、迷惑にならない時間帯というふうに、時間じゃ決めないで、迷惑にならない周りに、時間……

○会長（八島富一君）　程度にということ。

○2番（佐久間久子君）　そう、そういうふうに。

○7番（赤坂正弘君）　注意喚起で出すのがいい。

○2番（佐久間久子君）　迷惑にならない時間帯を心がけましょうとか何かやっぱりそういう。

○事務局　福島市とか伊達市なんかはもっと都市化進んでいるので、もしかしたらいい周知の仕方あるのかもしれないので、ちょっと情報を集めてみて。

○2番（佐久間久子君）　そういうのを確認してもらって、取りあえず。

○事務局　そうですね。あと、分かったことがありましたら、また皆さんに相談したいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○2番（佐久間久子君）　そうですね、お願いします。

○会長（八島富一君）　そのほか。

赤坂推進委員、どうぞ。

○鳥取・内谷地区担当推進委員（赤坂 齋君）　産業振興課にも連絡来ていると思うんだけど、猿の被害あったんですね。内谷の桃を取る直前になって、桃取ろうとなったらなんか20箱分くらい猿にやられちゃったというような話出たので、猿追いした次の日なんですよ。前日猿追いして、その日は猿の被害あったということで、全然効果なかったんじゃないかというような話ちょっと聞いたものですから、その辺、猿追いをどういうふうな方法でやっているんだか、今後町の産業振興課のそういう鳥獣被害のどういうふうな対策、お願いしたいんですが。

○会長（八島富一君） 産振課長。

○事務局 ありがとうございます。

先週の金曜日の午後1時半に旧小坂小学校に実施隊の方々が集まっていたいて、猿の一斉追い払いのほうを銃器を使用して行いました。お話を聞きましたら、それまで猿いたんですが、追い払いに行った途端に猿が出てこなくなったじゃないですけどもという話もちらっと聞いたんですが、実は先週、先々週ぐらいから桃の収穫時期、あるいはプラムの収穫時期に差しかかってきて、猿の被害が小坂地区、石母田地区、大木戸地区、貝田、山根含めて被害が来ていると、出ているということで、役場のほうに花火をもらいに来る方が非常に多くなったものですから、実施隊の方々と相談して、ちょっと一斉追い払いをやりましょうということになりました。

以前、実施隊の方がちょっと頼まれて銃器を使用して追い払いをしたときに、それ以降10日間ぐらい猿が来なくなったという話をお聞きしまして、花火ですとすぐ来るんだと。やっぱり銃器だと来ないという話もお聞きして、町としては多分初めてぐらいだと思うんです。猿の銃器を使用した一斉追い払いを先週の金曜日の午後に行わせていただいたんですが、ちょっとその効果がどこまであるのかというのは、今後検証しないといけないんですが、もし猿の被害があった場合は、まずはちょっと役場のほうにご連絡をいただければと思います。そこですぐ猿の被害がなくなるように対策・対応を取れるかという、ちょっとなかなか難しい部分はあるんですが、少なからず被害があったことを我々役場職員も、実施隊の方々も、知らないことには次に進めない部分ありますので、まずは役場のほうにちょっとご連絡をいただいて、あとその都度対応をどうするかというのをご相談できればというふうに思っています。よろしくをお願いします。

○鳥取・内谷地区担当推進委員（赤坂 齋君） 連絡ありましたか、被害あったと。内谷西なんです。

○事務局 内谷西に関しては、はい、お名前を出して申し訳ないですが、〇〇〇〇さんからも被害、プラム、桃含めてある。

○鳥取・内谷地区担当推進委員（赤坂 齋君） 〇〇〇〇さん。

○事務局 〇〇〇〇さんからも連絡いただいて。

○鳥取・内谷地区担当推進委員（赤坂 齋君） 神社の前の〇〇〇〇さんのほうの桃畑なんです。そこに猿が来て被害あったと。ですから、民家の近くまで来ているので、困ったなど。花火も朝4時頃から鳴らしているんですけども。

○会長（八島富一君） 花火は効果ないんだ、あまりね。ここ鉄砲の弾びゅーんと行かないと駄目なんだな。だから鉄砲隊でないと駄目なんだね。

○事務局 花火もロケット花火みたいなものはその都度打たないといけないので、いわゆる所有者というか農家の方の負担が大きいと。数年前まで5連のもので1回火つけるとある程度時間が立って花火が鳴るというものがあったんですが、あれが今ちょっと製造している業者がなくなっちゃいまして、今ちょっとその花火が正直役場でも在庫がないということもあって、ちょっと農家の皆さんからは、あの花火よかったのになという話はいただいて、今いろいろ全国的に探してはいるんですが、ちょっと見当たらずで、今そんなことで花火もより効果があるもの、あれば役場のほうでも順次準備していきたいなと思いますし、もし被害があればまずその都度ご相談をいただければなと思いますので、よろしくお願いします。

○会長（八島富一君） その他ございませんか。

[発言する者なし]

○会長（八島富一君） なければ、本日の総会はこれで閉じさせていただきます。

午後2時34分閉会

会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名押印する

令和6年7月16日

国見町農業委員会議長 (会長) _____ (印)

議事録署名人 (6番委員) _____ (印)

議事録署名人 (7番委員) _____ (印)

会議書記 (事務局長) _____ (印)